

君津共同火力株式会社
代表取締役社長 西 恒美 殿

通商産業大臣 与謝野 馨

君津共同火力株式会社君津共同発電所 5 号機新設計画に係る環境影響評価
方法書に対する勧告について

平成 10 年 1 1 月 1 1 日付けで届け出のあった君津共同発電所 5 号機新設計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、審査した結果、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づく千葉県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった方法書を基に事業特性の把握、地域特性の把握を行った上で、環境影響評価法第 10 条第 1 項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第 46 条の 6 第 2 項の規定による届出に係る環境影響評価法第 8 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 環境影響評価項目について

- (1) 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる自動車（以下「発電所関連自動車」という。）の運行に伴い発生する粒子状物質等については、粉じん等として評価することとしているが、発電所が設置される君津市は、浮遊粒子状物質について一般環境大気測定局の一部及び自動車排出ガス測定局で環境基準に適合していない状況にある。方法書において発電所関連自動車の台数が明らかになっていないことから、当該地点の地域特性を考慮すると、発電所関連自動車の台数が現況に比べ大幅に増加する場合は、運行に伴う浮遊粒子状物質に係る環境影響について十分調査し、その環境影響の程度によっては、発電所関連自動車の運行に伴う浮遊粒子状

物質に係る環境影響について、環境影響評価項目に追加する必要がある。

(2) 対象事業実施区域の前面海域は、水質測定点（4点）のうち、水素イオン濃度（pH）で3測定点、溶存酸素（DO）で2測定点、化学的酸素要求量（COD）で2測定点、全窒素、全燐については全測定点で環境基準に適合していない状況にある。方法書において、施設の稼働に伴う排水についての排水濃度及び排水量が明らかになっていないことから、当該地点の地域特性を考慮すると、施設の稼働に伴う排水について、化学的酸素要求量及び全窒素・全燐以外の項目についても環境影響を検討し、必要に応じて水質に係る環境影響評価項目に追加する必要がある。

(3) 発電所については、土壌汚染の原因となるような物質は扱わないが、既設重油タンクを撤去した場所に5号機が新設され、掘削等により発生した土砂が残土として敷地外に持ち出されること、また、対象事業実施区域の地歴等が明らかになっていないことから、対象事業実施区域の土壌が汚染されているおそれがある場合には、必要に応じて土壌を環境影響評価項目に追加する必要がある。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 施設の稼働に伴う大気質の予測に関しては、煙突高さが120mと他の発電所に比べ低いこと、近隣（対象事業実施区域から2km）に住居系区域が存在しており、方法書において発電所立地地点の詳細な気象及び地形の状況が明らかになっていないことから、発電所立地地点の地形及び気象の状況等について十分調査し、その結果、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの発生による環境への影響が増大する可能性が懸念される場合には、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの特定の気象条件に配慮した手法を選定する必要がある。

(2) 二酸化窒素について当該地域の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の全局で環境基準に適合しているが、千葉県環境目標値は、ほとんどの測定局が達成されていない状況にある。方法書において発電所関連自動車の台数が明らかになっていないことから、当該地点の地域特性を考慮すると、自動車の台数が現況と比較して大幅に増加する場合は、発電所関連自動車の運行経路を踏まえ、道路沿道の二酸化窒素の濃度の状況を調査するとともに、二酸化窒素に係る環境影響について、拡散式に基づく理論計算による予測をする必要がある。

(3) 対象事業実施区域の前面海域は、水質測定点（4点）のうち、水素イオン濃度（pH）で3測定点、溶存酸素（DO）で2測定点、化学的酸素要求量（COD）で2測定点、全窒素、全燐については全測定点で環境基準に適合していない状況にある。方法書において、施設の稼働に伴う排水についての排水濃度及び排水量が明らかになっていないことから、当該地点の地域特性を考慮すると、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の排水濃度が高い場合若しくは排水量が多い場合には、当該物質に係る環境影響の予測については、ボックスモデルなど理論計算による予測をする必要がある。

- (4) 方法書において事業者は発電所関連自動車が一番集中する2地点を調査地点としているが、君津地域の道路交通騒音の状況は、ほとんどの測定点で環境基準に適合しておらず、一部の測定点は、要請限度についても適合していない状況にある。したがって、このような当該地点の地域特性を考慮すると、発電所関連自動車の運行が予定される路線の状況によっては、調査地点及び予測地点を追加する必要があることから、発電所関連自動車の運行計画を検討し、道路交通騒音の調査、予測地域の設定の妥当性について検討する必要がある。
- (5) 方法書によれば木更津港北側付近及び富津港北側付近に干潟及び藻場が存在していることから、温排水の拡散範囲を検討し、当該干潟又は藻場に温排水が及ぶおそれがある場合には、干潟又は藻場に生息・生育する動植物に対する環境影響について、調査、予測及び評価を行う必要がある。